

広報
あかいけ

発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係 ☎(代表) 2004
印刷所 赤池印刷 毎月 1回発行

町の人口

人口 9,391人 (減7)
男 4,489人 (増3)
女 4,902人 (減10)
世帯数 2,944世帯 (減1)

出生 14人 転入 20人
死亡 2人 転出 39人
(53年7月末日現在)

() 内は前月との増減



『各地で夏の夜の響宴』

53年
9月
No 188号

殊玉を散りばめた8月の夜空の下、ひややかにふりそそぐ星屑をあびて、福智の里にこ
ともしもまた思い出も新たに、なつかしい「みたま」を迎えてのうら盆会が13日から16日ま
で町内各地で華やかに行われた。快よい太鼓の調べに、それぞれ趣向をこらしての「た
ままつり」あなたの手に踊るウチワの波に、やさしくまばたく銀殊の星に、「みたま、
とわに安かれ」と祈る心にかわりあるはずがなく、夏の夜の響宴はいつまでも華やかにし
て情緒豊かに繰りひろげられていった。(写真は第十八支所の盆踊り・古賀定さん提供)

部落解放

夏期講座開かる!!

8月1・2日の両日九電記念体育館

部落解放研究所が十周年を迎える本年、去る八月一・二日の二日間、福岡市九電記念体育館において部落解放同盟福岡連合会、福岡同和教育研究協議会との共催により第三回西日本部落解放夏期講座が開催された。

今日、部落解放運動は大きな発展をとげ、差別的完全解消への闘いは全国的規模において広汎に推進されております。とくに今年には部落解放運動にとつてきわめて重要な年に当っております。「特別措置法」の期限があとありますところわずかの現状において「特別措置法」の根本的改正をともなう強化延長の闘い、最高裁に再審を迫る狭山差別裁判糾弾闘争、あいつぐ「地名総鑑」糾弾の闘い、国際人権規約批准促進の闘いなど緊急な課題を目前に控えております。

これらの諸闘争のために、運動組織の質的強化をはかり、差別撤廃の理論的実践的確信を強め、完全解放のために大きな飛躍的前進をはからねばなりません。

この部落解放夏期講座には、二日間約一万人近くもの参加者が

あり、広く西日本の各地から部落解放同盟に結集する人をはじめ、市民、労働者、農民、学生、行政関係ならびに教育関係者など多くの参加があり、この講座は解放運動の歴史と理論を学び、解放行政の歴史と理論を学ぶ、解放行政の歴史と理論を学ぶべき姿を、いっそう明確にし、解放運動をいっせいで強化する方向などを主要のテーマとしたもので、五つに分けての講座形式により講師も多方

あり、広く西日本の各地から部落解放同盟に結集する人をはじめ、市民、労働者、農民、学生、行政関係ならびに教育関係者など多くの参加があり、この講座は解放運動の歴史と理論を学ぶ、解放行政の歴史と理論を学ぶべき姿を、いっそう明確にし、解放運動をいっせいで強化する方向などを主要のテーマとしたもので、五つに分けての講座形式により講師も多方

◎テーマ 「現代日本と人権」

（東洋大） 磯村英一先生
（学芸大）

只今ご紹介をいただきました磯村でございます。本日は多数の皆様方と同和問題に関しまして、お互いの考えを述べる機会を得ましたことを、私にとつて非常に幸せに思っております。

私は学生時代に福岡から東京の早稲田に来た田原春次という友人とは、亡なれられた松本治一郎先生のお宅にしばしば伺ったことがあります。その私の若い時代の生活が今日この福岡に参つて、こ

面から多彩な先生方を招いて行われた。

- ①「三大闘争と部落解放」部落解放同盟中央本部書記長（上杉佐一郎）②「八十年代の人権」早稲田大学教授（西川潤）

（二日）

- ③「日本資本主義と部落問題」田川市図書館長（永末十四雄）④「現代日本と人権」東洋大学学長（磯村英一）⑤「民族解放の教育と部落解放教育」東京都立大学助教授（小沢有作）

ここでその二日目に講演のあった東洋大学学長磯村英一先生の「現代日本と人権」についての講演内容の一部をご紹介します。

磯村先生ご存命でありましたならば、私にとりましてはせめてもの先生への恩返しと思っております。私は必ずしも学者でもありません。したがって同和問題に關してのむずかしい理論等を申し上げる考えは、もうとうございませぬ。私がここで人権ということについて、私の考え方を端的に申し上げたいと思つて、人権ということとは人間のその理

で、人間という問題を私の学問の体形から申しますと、人間というものには社会的な存在（グループ）であります。社会的存在、これを少し別の言葉で申しますと関係という意味です。私がどうして一番最初に松本先生と田原春次君との話を申したかという、私はそういう関係があるということについてそこには、人間、個人のさきえになつていくからであります。

従いまして人間というのは全部関係の中で成長しているわけで、関係の中で成長しているわけで、関係ということをも少し具体的に申しますと「縁」ということであります。私はそういう松本先生との縁を通じて、ここに伺つていくわけですから、人間にとりまして縁というものが大事なことではありません。ところが、人間にとつて「四つの縁」があります。第一の縁は「血縁」であります。親と子という、あるいは夫婦という切つても切れない縁をいいます。この第一の縁、それは何で表わされるかと申しますと、これは生命というもので表わされます。私が磯村英一である、これは私が人間であるという証拠であります。一番大事な人間関係は名前だと思つておられます。人間にとつて名前ほど大事なものはなく、その名前が私にとつては英一という次の配偶者の生活権利をもつていくわけを決して磯村という家がその権利を

もっているものではないと思つておられます。ところが日本社会におきましては、確かに家名を尊重する傾向があります。家名にこだわり、家名というものを何かと差別するということは、これほど理不尽な、これほどいわれなき差別の原点はありません。

最近、若い方の結婚が次第に両家から両人の結婚になつておりますが、その両人の結婚、すなわち憲法が規定しております両性の合意というのが、それは家名を超越した個人個人の名前による合意であるということが、これが日本の基本的な人権の意志という最初の帰来ではないかと思つておられます。

第二の縁は、土地のつながり「地縁」であります。これは何んで表わされるかと申しますと住所で表わされます。人間はどこかに生み落とされ、そこで生活し、そしてやがては自分の家庭というものをごとくに築くわけです。日本国憲法でも居住の自由というものをはつきり規定しております。しかし人間にとつて生まれた故郷というもの、その人間形成の上にとんなに大きな影響を与えるか、これも私は大事なことだと思つておられますが、しかしその生まれたその土地の名前、確かな名前がその人間の生活というものに影響するといふようなことがありましたならば



（講演に熱の入る磯村氏・九電記念体育館）

これは、第二の人権にとつて大きな心外であります。ところが先ほどの講師の方からお話がありましたように、現在は日本の同和問題その基礎になりました同和対策審議会の答申の中に、人間の教育という問題を取り上げました時に、いわゆる特に法律を作る様な関係の理解しにくいものは、どうして同和という問題の中で教育をするのかということでありました。私は先ほどから、人間関係が四つあると申しましたが、その四つを申

しますと、第一は「血縁」これは生命、名前で表わします。第二は「土地の縁」これは住所で表わします。第三は「知識の縁」これは教養ということで表わします。第四は「職業につながら縁」これは技能、わざというものであります。すなわち人間というものは、この「四つの縁」それを具体的にいったならば、生命と住所と教養と技能であり、この四つのもので人間形成というものが出来るわけでありまして、従いまして、生まれた赤

ちゃんはそのような人間関係の年輪を全くと意識しませんが、天意無縫であります。ところが段々親子の生活家庭生活の中で成長し、それから学校で教養を身につけ、生活の範囲に技能を身につけていくようになり、そこで初めて人間というものが形成されるわけでありまして、これは人間関係の枠組みであります。あるいは人間関係の年輪であります。人間関係が段々大きくなつていくという一つの年輪が成長して行くわけ、このような人間関係

の総和は、これを別の言葉で申しますと、これをベルゾナという言葉であります。このベルゾナという言葉はパーソナリティという言葉の原語であります。皆さんもご存知のように人間というものは個性（パーソナリティ）というものを一人一人がもつております。ですから今申しました、この人間関係の四つの関係の枠組の複合体、これを総和を別の言葉でいえば、パーソナリティということになるわけですから、人間はお互い一人一人その姿が違います様に、一人一人が異なつたパーソナリティをもつております。そこに社会というものが、お互いが協同生活をして行くという私は原動力があると思つておられます。ところが今申しました、第一の血縁の関係というものは最初は親と子の関係です。しかし子供が段々成長していきます。そして親から離れて行き、今度は配偶者という相手から力をもつて自らの能力で選択するこれは完全に個人的な自由であります。親や友人からの助言があつてもこれは完全にその人の人権に属するわけでありまして、あるところから生

でたえず生産されているということを考えてみますと、同和問題の解決、どうしてもその部落の解決というものから出発しなければならぬということ、これは、お分かりに願えるのではないかと申すわけでありまして、そんな状態が日本の中にどんなに少なく見ても四千数百カ所のそういう大小の地域があると考えると、こんなに重大な問題は全くこの同和問題の解決を世界に向けて皆様と共に先につけて参りたいと思つておられます。

人間関係が段々大きくなつていくという一つの年輪が成長して行くわけ、このような人間関係

あるところから生

間、そういう自由というものを束縛されて来たその中に、責めを受けられた者が若干のハンデをもつていくという、もつとそれが境遇として、悩まずことの出来ない課題ではないかと思つておられます。従いまして、今申しましたようにこの家名、出身にこだわらないで自由ということだけで、同和問題というものが解決出来ないわけでありまして、どうして同和問題が法律においてさえ同和地区といつていいのか。一般的には、未解放部落というそういう言葉を使って部落の環境の改善、別の言葉でこの部落の解放なくしては同和問題の解決がないというのは何であるかといひますと、その部落内においては、教育を平等に受ける権利さえも自由にもつてない環境が、そこ

同和対策審議会の答申の一番最初に国民的課題と書いてありますが、その国民的課題ということ、どうぞ皆様方も一度よく読んでいただきたいと思います。国民的課題ということ、これは同時に市民的課題でありますと同時に市民的課題であります。と同時にその地域社会において、その地域社会の課題であります。同和問題は確かに国が法律を作つて国民的課題としていますが、今だに国民的課題となつていないわけでありまして、どうぞ皆様方も地域に帰つたら地域の課題とし、家庭に帰つても家庭の課題として、その中において人権の原点の中にこそ同和問題の解決があるということ、是非一つ実践していただきたいということをお願ひするわけでございます。

